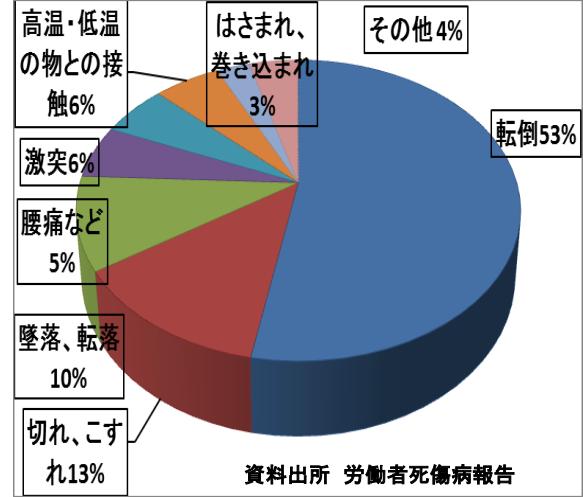


～接客娯楽業の労働災害を防止しよう～

宮崎労働局からのお知らせ

接客娯楽業における死傷災害（休業4日以上）の発生状況

(1) 事故の型別（平成30年1月～11月末日、70人）

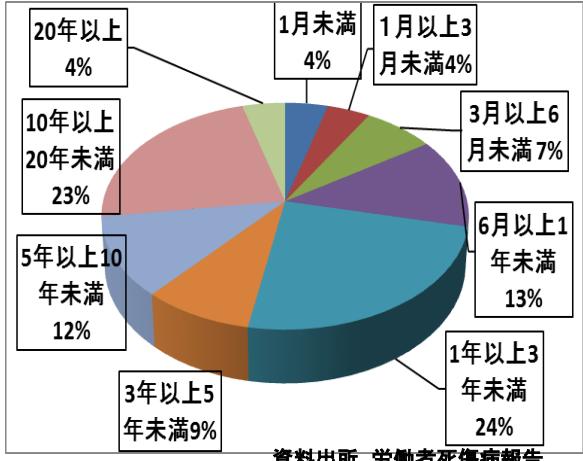


接客娯楽業の労働災害（事故の型別）の発生状況をみると、「転倒」が53%、「切れ、こすれ」が13%、「墜落、転落」が10%の順に多く発生しています。

転倒しただけでは、大ケガにつながらないように思われるかもしれません。が、転倒による骨折で、休業が3か月以上に及ぶケースもあります。

そこで、「つまずきやすい」、「滑りやすい」ところにステッカー等で注意喚起を行い、転倒による労働災害防止の対策を講じましょう。

(2) 経験年数別（平成30年1月～11月末日、70人）



また、経験年数別の発生状況をみると、「3年未満」の方が、全体の52%を占めています。

経験年数の浅い労働者が、被災する割合が高いので、労働災害防止の取組として、法令で実施の義務付けがある「雇入れ時の安全衛生教育」を徹底するほか、「4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動」、「KYT(危険予知訓練)」などを行いましょう。

**【問合せ先】宮崎労働局労働基準部
健康安全課**



イラスト資料出所 労働安全衛生総合研究所「飲食店の労働災害を防止しよう」